

皇 宮 警 察 本 部 長  
各 都 道 府 県 警 察 の 長 殿  
(参考送付先)  
庁 内 各 局 部 課 長  
各 附 属 機 関 の 長  
各 地 方 機 関 の 長

警察庁丙刑企発第11号、丙総発第12号  
平成20年4月3日  
警察庁刑事局長  
警察庁長官官房長

### 被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則の制定について

被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則（平成20年国家公安委員会規則第4号。以下「適正化規則」という。）が本日、別添のとおり公布され、平成21年4月1日から施行されることとなった。その内容及び運用上の留意事項は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

### 記

#### 第1 総則

##### 1 目的（第1条関係）

適正化規則は、被疑者取調べの監督に関し必要な事項を定めることにより、被疑者取調べの適正化に資することを目的とすることとした。

##### 2 留意事項（第2条関係）

###### （1）内容

次に掲げる事項を被疑者取調べの監督に当たっての留意事項として明確化することとした。

ア 厳正かつ公平を旨として行わなければならないこと。

イ 被疑者又は被告人（以下単に「被疑者」という。）その他の関係者の人権に配慮しなければならないこと。

ウ 必要な限度を超えて取調べ警察官その他の関係者の業務に支障を及ぼし、又は犯罪捜査の不当な妨げとならないよう注意しなければならないこと。

###### （2）留意事項

被疑者取調べの監督に当たり、例えば、その保秘が徹底されなかった結果、関係者のプライバシーを侵害することとなったり、犯罪捜査の不当な妨げとなったりすることのないよう注意すること。

##### 3 定義等（第3条関係）

###### （1）被疑者取調べ（第1項第1号）

###### ア 内容

被疑者取調べは、取調べ室（これに準ずる場所を含む。以下同じ。）におい

て警察官が行う被疑者の取調べをいうこととした。

#### イ 留意事項

(ア) 「取調べ室」とは、警察施設内に設置された施設であって、取調べ室又はこれに類する呼称を付され、主として取調べのために使用されているものをいい、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第182条の2第1項に規定する「取調べ室」と同義である。

(イ) 「これに準ずる場所」とは、取調べ室の不足等の理由により、一時的に取調べ室の代用として使用した警察施設、拘置所等の施設内の応接室、会議室等をいい、犯罪捜査規範第182条の2第1項に規定する「これに準ずる場所」と同義である。

### (2) 監督対象行為（第1項第2号）

#### ア 内容

被疑者取調べに際し、当該被疑者取調べに携わる警察官が被疑者に対して行う不適正な取調べにつながるおそれのある行為として、適正化規則による措置の対象となる次の6種類の監督対象行為を定めることとした。

(ア) やむを得ない場合を除き、身体に接触すること。

(イ) 直接又は間接に有形力を行使すること（（ア）に掲げるものを除く）。

(ウ) 殊更に不安を覚えさせ、又は困惑させるような言動をすること。

(エ) 一定の姿勢又は動作をとるよう不当に要求すること。

(オ) 便宜を供与し、又は供与することを申し出、若しくは約束すること。

(カ) 人の尊厳を著しく害するような言動をすること。

#### イ 留意事項

(ア) 監督対象行為は、飽くまでも不適正な被疑者取調べにつながるおそれがある行為であって、これが行われた被疑者取調べが直ちに不適正な被疑者取調べに該当することを意味するものではない。

(イ) 「身体に接触すること」としては、被疑者を殴打する行為が該当することはもとより、例えば、被疑者の肩を掴む行為もこれに該当する。

(ウ) 「やむを得ない場合」としては、例えば、暴れだした被疑者を制圧する場合や急病の被疑者を救護する場合等がこれに該当する。

(エ) 被疑者の身体に接触する場合以外の「直接又は間接に有形力を行使すること」としては、例えば、被疑者に対してノート類を投げつける行為や誰も座っていない椅子を蹴り上げる行為等がこれに該当する。

(オ) 「殊更に不安を覚えさせ、又は困惑させるような言動」としては、例えば、被疑者に対して「自白しないと家族を逮捕する」などと申し向ける行為等がこれに該当する。

- (カ) 「一定の姿勢又は動作をとるよう不当に要求すること」としては、例えば、被疑者に対して取調べ中に床に正座をするよう要求すること等がこれに該当する。
- (キ) 「便宜を供与し、又は供与することを申し出、若しくは約束すること」としては、例えば、接見禁止中の被疑者に取調べ室内で携帯電話により外部と連絡させたりする行為等がこれに該当する。
- (ク) 「人の尊厳を著しく害するような言動」としては、例えば、被疑者やその家族等の身体的特徴をあげつらったり、その信条や思想を侮辱する行為等がこれに該当する。

### (3) みなし監督対象行為(第2項)

#### ア 内容

次に掲げる場合において、警視總監、道府県警察本部長若しくは方面本部長(以下「警察本部長」という。)又は警察署長の事前の承認を受けないときは、これを監督対象行為とみなすこととした。

- (ア) 午後10時から翌日の午前5時までの間に被疑者取調べを行うとき。
- (イ) 一日につき8時間を超えて被疑者取調べを行うとき。

#### イ 留意事項

- (ア) 監督対象行為とみなされるのは、飽くまで承認を受けていないことである。
- (イ) 「事前の承認」とは個別具体の事件の場合についてのほか、合理的と認められる場合にあらかじめ一定類型を定めておくことも可能であり、例えば、午後10時から翌日の午前5時までの間に認知した事件の被疑者を現行犯逮捕若しくは緊急逮捕して取り調べる場合又は当該時間帯に被疑者を発見し逮捕状を緊急執行して取り調べる場合(これらの場合におけるそれぞれの手続の前段階としての任意の取調べも含む。)、深夜における飲酒検問において飲酒運転の被疑者を任意で取り調べる場合、深夜に発生した交通人身事故において被疑者を任意で取り調べる場合等は、典型的に事前の承認を受けることができる場合に該当し得る。

## 4 取調べ監督官(第4条関係)

### (1) 取調べ監督官の設置(第1項)

#### ア 内容

被疑者取調べに関し第4条第2項に規定する職務を行う者(以下「取調べ監督官」という。)は、警視庁、道府県警察本部又は方面本部(以下「警察本部」という。)に置かれる取調べ室に係るものについては警察本部の被疑者取調べの監督業務を担当する課(課に準ずるものを含む。以下「取調べ監督業務担当課」という。)の警察官のうちから警察本部長が指名する者とし、警察署に置かれる取

調べ室に係るものについては警察署の総務課又は警務課（課の置かれていない警察署にあっては、係を含む。）の警察官のうちから警察署長が指名する者としてすることとした。

#### イ 留意事項

（ア）取調べ監督業務担当課は、総務部又は警務部に置くこととするが、その際には、捜査等への影響等を考慮し、人事・監察部門や留置部門とは明確に分離する必要がある。

（イ）例えば、甲警察署の署長の指揮に係る事件の被疑者を乙警察署の取調べ室において取り調べた場合における取調べ監督官は乙警察署の取調べ監督官であり、これを警察本部の取調べ室において取り調べた場合における取調べ監督官は当該警察本部の取調べ監督業務担当課の取調べ監督官である。

（ウ）取調べ監督官は、その職務上、捜査主任官（犯罪捜査規範第20条に規定する捜査主任官をいう。以下同じ。）に対して被疑者取調べの中止その他の措置の要求等を行うこととなることから、警部等、捜査主任官と同等以上の階級であることが望ましい。

（エ）当直時間帯等において、取調べ監督官が不在の場合に備え、その職務を補助する者を適切に運用することが必要である。

### （2）取調べ監督官の職務（第2項）

#### ア 内容

取調べ監督官は、警察本部長又は警察署長の指揮を受け、次に掲げる職務を行うこととした。

（ア）第6条第1項の規定に基づき被疑者取調べの状況の確認を行うこと。

（イ）第6条第3項又は同条第4項の規定に基づき被疑者取調べの中止の要求その他の必要な措置をとること。

（ウ）第8条の規定により巡察官が行う巡察に協力すること。

（エ）第10条の規定により取調べ調査官が行う調査に協力すること。

（オ）その他法令の規定によりその権限に属させられ、又は警察本部長若しくは警察署長から特に命ぜられた事項

#### イ 留意事項

巡察官が巡察を行う場合及び取調べ調査官が調査を行う場合においては、取調べ監督官は、これに協力することとなる。

### （3）取調べ監督官等の犯罪捜査への従事禁止（第3項）

#### ア 内容

取調べ監督官の職務を行う者及びその職務を補助する者は、その担当する被疑者取調べに係る被疑者に係る犯罪の捜査に従事してはならないこととした。

## イ 留意事項

犯罪捜査と被疑者取調べの監督の分離を明らかにしたものであり、その趣旨を十分に踏まえた上で被疑者取調べの監督に係る事務を行う必要がある。

## 5 連絡（第5条関係）

### （1）内容

取調べ監督官と捜査主任官は、被疑者取調べの監督に関し、相互に緊密な連絡を保たなければならないこととした。

### （2）留意事項

ア 本条に基づく連絡としては、例えば、取調べ監督官が第6条第1項の規定による確認の開始等について必要な連絡を捜査主任官に対して行うことや捜査主任官が被疑者取調べの開始等について必要な連絡を取調べ監督官に対して行うこと等が想定される。

イ 被疑者取調べを指揮する警察署と被疑者取調べの監督を行う警察署とが異なる場合等においては、特に、取調べ監督官と捜査主任官の緊密な連絡を保つこと。

## 第2 被疑者取調べの監督

### 1 確認等（第6条関係）

#### （1）確認の方法（第1項）

##### ア 内容

取調べ監督官は、取調べ室の外部からの視認、事件指揮簿（犯罪捜査規範第19条第2項に規定する事件指揮簿をいう。）及び取調べ状況報告書（犯罪捜査規範第182条の2第1項に規定する取調べ状況報告書をいう。以下同じ。）の閲覧その他の方法により被疑者取調べの状況の確認を行うこととした。

##### イ 留意事項

（ア）被疑者取調べの状況の確認は、例えば、取調べ状況報告書を閲覧するなどにより、すべての被疑者取調べについて行うことが必要である。

（イ）確認の方法として、取調べ室の外部からの視認並びに事件指揮簿及び取調べ状況報告書の閲覧が例示されているが、例えば、第3条第2項の承認を事件指揮簿以外の方法によっている場合においてまで、当該承認の確認について事件指揮簿を確認することを求めるものではない。いずれにせよ、その他の方法によることが適当である場合には、第2条に規定する留意事項を踏まえ、当該その他の方法により確認を行うことが求められる。

#### （2）捜査主任官に対する通知等（第2項）

##### ア 内容

取調べ監督官は、確認を行った場合において、必要があると認めるときは、当該被疑者取調べに係る捜査主任官に対し、当該確認の結果を通知するとともに

に、当該確認の結果を明らかにしておかなければならないこととした。

イ 留意事項

(ア) 「必要があると認めるとき」としては、例えば、現に監督対象行為に該当するか判然としなかった際に捜査主任官に所要の業務指導を促すことが適当であると判断された場合等がこれに該当する。

(イ) 明らかにすべき確認の結果としては、例えば、監督対象行為に該当するか判然としなかったこと等が該当するが、捜査主任官にその旨を通知したことも加えて記録しておくことが望ましい。

(3) 現に監督対象行為を認めた場合の措置等 (第3項)

ア 内容

取調べ監督官は、確認を行った際現に監督対象行為があると認める場合には、当該被疑者取調べに係る捜査主任官に対し、被疑者取調べの中止その他の措置を求めることができることとした。この場合において、捜査主任官は、速やかに、必要な措置を講ずるものとし、その結果を当該取調べ監督官に通知しなければならないこととした。

イ 留意事項

(ア) 「その他の措置」としては、例えば、業務上の指導を求めること等がこれに該当する。

(イ) 捜査主任官は、取調べ監督官の措置要求があった場合には、その趣旨を踏まえ、取調べの適正化に資するよう適切に措置することが義務付けられる。

(4) 捜査主任官が不在等のときの措置 (第4項)

ア 内容

取調べ監督官は、現に監督対象行為があると認める場合において、捜査主任官が現場にいないとき又は捜査主任官から要請があったときは、自ら被疑者取調べの中止その他の措置を講ずることができることとした。この場合において、当該措置を講じたときは、速やかに、その旨を捜査主任官に通知しなければならないこととした。

イ 留意事項

(ア) 本項は、捜査主任官が現場にいない場合等、緊急時における措置の規定であって、これに該当する場合以外の場合にあっては、飽くまでも第3項の規定により捜査主任官に対し措置要求を行うこととなる。

(イ) やむを得ない事由がないにもかかわらず、その現場にいる捜査主任官がその措置を取調べ監督官に要請することはできない。

2 苦情の通知 (第7条関係)

(1) 内容

警察職員は、被疑者取調べについて苦情の申出を受けたときは、速やかに、当該被疑者取調べを担当する取調べ監督官にその旨及びその内容を通知しなければならないこととした。

## (2) 留意事項

ア 「苦情の申出」とは、警察法（昭和29年法律第162号）第79条第1項に規定する「苦情の申出」と同義であるが、同項と異なり、文書によることの要件が規定されていないことから、同項に規定する苦情以外の口頭による苦情が該当するほか、警察本部長、警察署長等あての苦情等もこれに該当する。

イ 本条の規定は、飽くまでも被疑者取調べに係る苦情が取調べ監督官に把握されることを目的としているに過ぎないものであり、警察法第79条第1項の規定による苦情の処理その他同項に規定する苦情以外の苦情の処理の在り方に変更を及ぼすものではないが、いずれにせよ、取調べ監督業務担当部門と苦情処理担当部門との間で密接に連携することが必要である。

## 3 巡察（第8条関係）

### (1) 内容

警察本部長は、必要があると認めるときは、取調べ監督業務担当課の警察官のうちから巡察官を指名し、取調べ室を巡察させることとした。また、この場合において、巡察官は、第6条第1項に規定する被疑者取調べの状況の確認を行うものとともに、取調べ監督官が行う措置に関する規定は、巡察官が行う巡察について準用することとした。

### (2) 留意事項

ア 「必要があると認めるとき」としては、例えば、県下において不適正事案が発生したため、一斉に巡察を行わせるべきであると判断された場合等のほか、諸情勢を踏まえ、県下の取調べ室について定期的に巡察を行わせるべきであると判断された場合もこれに該当する。

イ 巡察官が巡察を行う場合には、取調べ監督官をこれに協力させることとなる（第4条第2項第3号）ことから、巡察官は、取調べ監督官と同等以上の階級であることが望ましい。

## 4 被疑者取調べの状況等の報告（第9条関係）

### (1) 被疑者取調べの状況の報告（第1項）

#### ア 内容

警察本部の犯罪捜査を担当する課（課に準ずるものを含む。）の長又は警察署長（以下「警察署長等」という。）は、その指揮に係る被疑者取調べに関し、取調べ状況報告書の写しの送付その他の方法により、当該被疑者取調べの状況について、取調べ監督業務担当課の長を経由して、警察本部長に報告しなければならない

ないこととした。

#### イ 留意事項

(ア)「警察本部の犯罪捜査を担当する課(課に準ずるものを含む。)の長」が取調べ状況報告書の写しを送付する場合としては、当該犯罪捜査担当課長自身が送致者である場合が想定される。

(イ)「取調べ状況報告書の写しの送付」は、被疑者取調べの状況の報告方法の例示であって、例えば、当該取調べ状況報告書の内容を電子データの送付により報告することとしても差し支えない。

### (2) 取調べ監督官が講じた措置の報告(第2項)

#### ア 内容

取調べ監督業務担当課の長又は警察署長は、その指揮に係る被疑者取調べの監督に関し、取調べの中止の求めその他の措置(巡察において準用する場合を含む。)が講じられたときは、当該措置の内容について、警察本部長に(警察署長にあっては、取調べ監督業務担当課の長を経由して警察本部長に)報告しなければならないこととした。

#### イ 留意事項

(ア)「取調べ監督業務担当課の長」は、警察本部の取調べ室における被疑者取調べに係る同課の取調べ監督官の措置及び同課の巡察官による巡察における措置について報告することとなる。

(イ)報告は、措置要求の内容のみならず、捜査主任官において講じた措置と併せて行うこと。

## 5 調査(第10条関係)

### (1) 調査の実施(第1項)

#### ア 内容

警察本部長は、被疑者取調べについての苦情、第9条の報告その他の事情から合理的に判断して被疑者取調べにおいて監督対象行為が行われたと疑うに足りる相当な理由のあるときは、取調べ監督業務担当課の警察官のうちから調査を担当する者(以下「取調べ調査官」という。)を指名して、当該被疑者取調べにおける監督対象行為の有無の調査を行わせなければならないこととした。

#### イ 留意事項

(ア)被疑者取調べの調査は、警察として、監督対象行為の有無を確定させるための作用である。

(イ)「その他の事情」としては、例えば、公判廷における被疑者の証言等がこれに該当する。

(ウ)取調べ調査官は、警察本部長に代わりその職務を遂行する者であり、また、



警察署長等に資料提出等を求めることとなることから、警視級であることが望ましい。

(2) 警察署長等に対する資料提出要求等(第2項)

ア 内容

取調べ調査官は、調査を実施するため必要があると認めるときは、当該調査に係る被疑者取調べを指揮する警察署長等に対し、説明若しくは資料の提出を求め、又は指定する日時及び場所に当該被疑者取調べに係る捜査主任官、取調べ警察官その他の警察職員を出頭させ、説明をさせるよう求めることができることとした。

イ 留意事項

(ア) 「その他の警察職員」としては、例えば、取調べ補助官等がこれに該当する。

(イ) 取調べ調査官による被疑者との面接等は、第10条第2項の規定は適用されず、飽くまでも同条第1項の規定による任意の調査として行うこととなる。

(3) 調査結果報告書の作成等(第3項)

ア 内容

取調べ調査官は、調査が終了した後、速やかに、調査結果報告書(別記様式)を作成し、当該調査結果報告書の内容を警察本部長に報告するとともに、必要があると認めるときは、関係部署に通知しなければならないこととした。

イ 留意事項

ア 「必要があると認めるとき」とは、被疑者取調べの適正化に資する観点(第1条)から必要があると認める場合である。

イ 「関係部署」としては、具体的には、監察部門や各捜査部門の業務指導担当課が想定され、これらの部署において、調査結果に基づき、所要の措置がとられることとなる。もとより、本条の規定による調査及びその結果の通知については、これらの関係部門と密接に連携する必要がある。

エ 調査結果報告書は、警察部内の報告書であって、捜査書類ではないものの、公判において立証上必要があると認められるときは、その謄本等を送致することはあり得る。

6 監督実施状況の報告(第11条関係)

(1) 内容

警視總監及び道府県警察本部長は都道府県公安委員会に対し、方面本部長は方面公安委員会に対し、毎年度少なくとも一回、被疑者取調べの監督の実施状況を報告しなければならないこととした。

(2) 留意事項

本条は、もとより複数回の報告を行うことを排除するものではなく、むしろ、必要があると認めるときは、随時に報告することが求められる。

### 第3 雑則

#### 1 指導等（第12条関係）

適正化規則の施行の斉一を期する観点から、警察庁長官が指名する職員に、実地に被疑者取調べの監督の状況を点検させ、及び必要な指導等を行わせることとした。

#### 2 国家公安委員会への報告（第13条関係）

##### （1）内容

警察庁長官は、国家公安委員会に対し、毎年度少なくとも一回、この規則の施行状況を報告しなければならないこととした。

##### （2）留意事項

本条の規定による報告のため、都道府県警察に対し、被疑者取調べの監督の実施状況等に関し所要の報告を求めることとなる。

#### 3 皇宮護衛官への準用（第14条関係）

皇宮護衛官は、天皇及び皇后、皇太子その他の皇族の生命、身体若しくは財産に対する罪、皇室用財産に対する罪又は皇居、御所その他皇室用財産である施設若しくは天皇及び皇后、皇太子その他の皇族の宿泊の用に供されている施設における犯罪について、刑事訴訟法の規定による司法警察職員としての職務を行う（警察法第69条第3項）こととされていることから、適正化規則について所要の読替えの上、これを準用することとした。

### 第4 施行期日

施行期日は平成21年4月1日とした。